

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桑 折 町 長

市町村名 (市町村コード)	桑折町 (301)
地域名 (地域内農業集落名)	半田地区 (久保八幡、御免町、下高屋、荒屋敷、中北、下半田、内の馬場、桐ヶ窪、田町、銀山・栗和田、関ノ内、六丁目)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月25日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、地域農家の内75歳以上の農業者の経営面積が地区全体の22%を超えており、そのうちの3人に1人が後継者がいないと回答している。そのため、地区全体の傾向として離農・縮小の意向を持つ世帯が多い。

また、半田地区は桑折町北部を東西に長く伸びる形の地域であり、東部では国道、農道が整備され大規模な圃場整備も行われた経緯から優良農地が多い一方で、西部は半田山を背にした中山間地となっており、平場の優良な農地のほか、かつて山間部を開墾して出来た農地が農家離れや非農家への相続が進むとともに不耕作地となっているケースが増加しており、山林原野化が進んでいる。それに伴い、イノシシやクマ、サルといった鳥獣被害も深刻な課題となり、農業離れの加速化が懸念される。

農業の効率化にかかる課題については、半田沼を水源とする用排水において農業者ごとの利用のタイミングが合わず、水田耕作への影響が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

圃場整備を行った水田においては、優良農地を引き続き守るべく地域としての管理と稲作農家の集積について検討を進める。畑・樹園地については町の主要作物である果樹(桃・リンゴ等)の営農が中心であり、地区内外から新規就農者の確保を推進し、これを維持する。また、中山間地においては電気柵等の有害鳥獣対策を実施し、優良な農地を守る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	425 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	327 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、有害鳥獣の侵入防止柵を目安に中山間地等における今後農地としての再生・利用が見込めないと結論付けられた農地を区域から除外する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地利用最適化推進委員と農地バンクが連携し、規模縮小や離農により新たな不耕作地が発生した際に農地を担う者へスムーズな利用調整が図れるように細やかな情報共有を徹底する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指すため、耕作をしていない農地所有者へ貸付けを促す。 また、耕作者が病気やケガ等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクを活用し、新たな受け手へのスムーズな付け替えを進めることが出来るよう、情報共有・連携を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に基盤整備を実施している区域において経年劣化等による水路のひび割れや連結部分のが見られ始めており、優良農地の保全管理に向けて修繕等の対応策を検討していく。 その他、不整形農地など営農条件が悪く、新たな担い手が見つかりづらい農地の解消については、国・県の補助事業を勘案しながら町支援についても協議・検討を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
既存耕作者の営農に支障ない範囲内において新規就農者(予定を含む)が将来の担い手として営農規模を拡大出来るよう、計画的な農地利用を定期的に地域で話し合い、確保・育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
高齢化の進む現状で、必要労力の多い作業については、みらいアグリサービス株式会社等の事業体と連携しながら、農作業委託について調整を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① 有害鳥獣対策実施隊による捕獲・駆除と並行して侵入防止柵の適正な維持管理(草刈り等)を実施し、集落内への侵入を防ぐとともに、花火等による忌避策や誘因となるやぶの除去や放任果樹の伐採により住み分けを図っていく。

⑦ 多面的機能支払制度を活用した以下の団体を中心に農地・水路等の維持管理を行う。

<広域組織>

銀栗保全会・中北環境整備組織・内之馬場多面的活動組織・関ノ内活動組織・田町保全会・桐ヶ窪集落地域資源保全会

<個別組織>

谷地南部地域資源保全会

⑩ 用水利用のタイミングについて計画的な利用ができるよう地域農業者で話し合いを行い、適切な利用に努める。